

## 健活企業向け運動施設における特典提供事業に関する覚書（案）

〇〇（以下「甲」という。）と、全国健康保険協会岡山支部 支部長 國定 剛（以下「乙」という。）は、全国健康保険協会岡山支部（以下「協会けんぽ」という。）が実施する健活企業に対する特典の提供に関して、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

### 第1条

本覚書は、乙が実施する健活企業又は健活企業において健康保険の被保険者及び被扶養者である者（以下「加入者」という。）に対し、甲が特典（別紙1）を提供することで、健活企業の健康増進対策をサポートし、加入者の健康づくり及び岡山県内の中小企業の発展に資することを主たる目的とする。

（特典の提供条件及び内容）

### 第2条

1. 甲は、新たに特典を提供または変更する場合は、提供または変更を開始する1か月前までに書面にて乙の承認を得るものとする。
2. 甲は、健活企業の加入者が特典の利用を希望した場合、甲の所定の手続き及び費用等を甲のホームページまたは書面等で明らかにしたうえで、特典を提供するものとする。  
なお、特典の具体的提供方法及び内容等については、別紙1及び実施要領のとおりとする。

（費用の負担）

### 第3条

特典提供にかかる費用は、利用者が負担する費用を除き甲が負担するものとする。ただし、甲乙協議のうえ、別段の取り決めをしたときは、この限りではない。

（加入者からの問い合わせ対応及び広報）

### 第4条

1. 乙は、毎月末日現在における健活企業の名称並びに所在地(市区町村)をホームページで、翌月10日までに公表することとする。
2. 甲はインセンティブの内容に関する問い合わせがあった際には、これに応じるものとする。
3. 甲は、インセンティブの利用方法および費用等について、ホームページでの公表またはその他の方法により利用者にわかりやすい方法で適切に案内をするものとする。
4. 乙は、広報誌やホームページ等を活用し、健活企業に対して甲がインセンティブの提供を行っている旨の案内を適切に行うこととする。
5. 甲は、インセンティブの内容について加入者に対する広報を実施する場合は、乙に広報の方法等を連絡のうえ、事前にその承認を得るものとする。

(有効期間)

#### 第5条

本覚書の有効期間は、本覚書締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれより書面にて更新しない旨の通知が無い場合、本覚書はさらに1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(秘密の保持)

#### 第6条

1. 甲及び乙は、本覚書の履行に際し、相手方及び加入者から知り得た秘密、情報（加入者からの相談内容を含む）を第三者に漏洩し、または本覚書の目的外に使用してはならない。
2. 前項の規定は、本覚書終了後も有効に存続する。
3. 本条1項の違反があった場合の事後処理及び問題解決は、違反者が責任をもって行うものとする。

(個人情報の保持)

#### 第7条

甲は本覚書の履行にあたって知り得た加入者の情報について、個人情報に関する法令、ガイドライン、社会規範、公序良俗等を遵守するとともに、これを保護しなければならない。

(第三者への委託の禁止)

#### 第8条

1. 甲は、原則として、特典提供の全部を甲自らが行うものとし、特典提供の業務の全部または一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ乙の承認を得た場合は、この限りではない。
2. 再委託の契約にあたっては、再委託先は乙に対し、本覚書に定める甲の義務と同等の義務を負わせなければならないものとし、再委託先に対する責任は甲が負うものとする。

(覚書内容の変更)

#### 第9条

1. 甲は、理由の如何にかかわらず、本覚書の内容または特典を提供する施設に変更等が生じた場合は、乙に対し書面によって通知しなければならない。
2. 甲は、別紙1で定める特典に変更が生じた場合は、乙に対し書面によって通知し、別紙1の変更を行う。

(解約)

#### 第10条

1. 甲及び乙は、解約を希望する日より2月以上前に、相手方に対し書面にて通知することで、自己の都合により本覚書を解約することができる。

2. 甲は、本覚書を解約した後といえども、解約の効力を生ずるより前に、本覚書に基づき利用手続きを完了した加入者に対しては、当該加入者の利用完了まで、継続して特典を提供しなければならない。

(禁止事項)

#### 第 11 条

甲及び乙は、本覚書に基づく権利義務を第三者に譲渡、転貸または共同利用することができない。

(解除)

#### 第 12 条

甲及び乙は、相手方が本覚書の各条項に違反したときは、直ちに本覚書を解除することができる。

(暴力団等の排除)

#### 第 13 条

甲は、次に掲げる組織又は次に掲げる個人が役職員として在職する組織に該当しないことを誓約する。併せて、再委託（再委託先の契約が数次にわたるときには、その全てを含む。）を行う場合には、再委託先の業者についても次に掲げる者に該当しないことを誓約する。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員との間で社会的な非難の対象となる関係を有している者
- 2 甲は、次の各号に該当する行為を自ら行わず、かつ、第三者に行わせないことを誓約する。
    - (1) 脅迫的、暴力的な要求行為
    - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
    - (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
    - (5) その他前各号に準ずる行為
  - 3 甲が第 1 項又は前項の誓約に違反したときは、乙は、何らの予告をすることなく直ちに本覚書の全てを解除することができる。
  - 4 前項の規定により本覚書が解除された場合は、甲は、解除により生じる損害について、乙に対し一切の請求を行わない。

(紛争の処理)

第 14 条

1. 甲は、加入者との間の特典提供の過程において、事故や問題等が発生した場合は、自らの責においてそれを解決しなければならない。
2. 本覚書について、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ解決するものとする。
3. 本覚書の準拠法は日本法とし、本覚書に関する一切の紛争については岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第 15 条

本覚書に定めていない事項に疑義が生じた場合は、甲及び乙は、誠実に協議して決定する。  
本覚書の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙は、記名押印のうえ、各自 1 通ずつ保管する。

令和 年 月 日

甲

乙 岡山市北区本町 6-36 第一セントラルビル 1 号館 8 階

全国健康保険協会岡山支部

支 部 長 國 定 剛 ⑩

## 健活企業に対する特典提供の内容

特典提供企業名称 : \_\_\_\_\_

特典提供施設名 : \_\_\_\_\_

### ① 特典の提供開始時期

--

### ② 特典の提供対象者

--

### ③ 提供する特典の内容

--